

# 南 極 へ

ご存知ですか？～南極地域の環境の保護に関する法律～

## 行くためのルール

### ルールを守って楽しい訪問を

南極の環境保護の取り組みにご協力をお願いします

日本国民の皆さまは、南極環境保護法に基づき、観光クルーズ船に乗る方や、ヨットなどで冒険旅行をする方なども、訪問前に手続きを済ませておく必要があります。

南極の貴重な環境を守るため、皆さまのご協力をよろしくお願いします。



大切な環境を守るのはあなたです

南極では、次の行為はやめましょう。

南極はいわば世界の自然公園。その環境を守るのは、この地を訪れるみなさんの責任でもあります。



ペンギンをはじめとする鳥やアザラシを

- 捕まえる
- 群を乱す
- 餌を与える
- 触る
- 接近して驚かす
- 鳥の卵を持ちかえる

観察や撮影の際には、ペンギンや鳥は5m、アザラシは15m程度の距離をとりましょう。



○ペットの持ち込み

動物への病気感染を防ぐため、現在では犬ゾリ用の犬の持ち込みも禁止されています。



○植生の踏みつけ



○紙屑やゴミ、たばこの吸い殻、飲食物などを捨てる

ゴミを屋外で焼却することも禁止です。用をたすときは船に戻ってください。また、ゴミは船にお持ち帰りください。



○南極特別保護地区※への立ち入り

原則として、観光客の皆さまは、南極においても特に顕著な価値を有しているとして「南極特別保護地区」に指定されている地区に入ることとはできません。科学調査のためであっても、動物の捕獲や南極特別保護地区への立ち入りには、特別の手続きが必要です。詳しくは環境省担当までお問い合わせください。

※南極の中でも特に顕著な価値を有するとして、南極条約議定書に基づき、南極全体で計70カ所が指定されています(平成21年3月現在)。



○建物や記念碑などへの落書きやいたずら